

(2) 各モデル地域における取組

各モデル地域の県、市町、地域住民等によって実施されている漂流・漂着ゴミの清掃活動等の取組について具体的事例を取りまとめた結果を表 1.1-2 に示す。

表 1.1-2 (1) 漂流・漂着ゴミの実態調査及び清掃活動に関する取組

地域名		各モデル地域の取組
山形県	山形県	・「飛島クリーンアップ作戦」、「クリーンアップ・ザ・庄内」をはじめ、海岸清掃活動は7件、実態調査は2件(農業用水路調査、遊佐町吹浦海岸の実態調査)、事業における海岸清掃は3件実施している。そのうち、モデル海岸では、清掃活動として3件実施している。
	酒田市	・ボランティア清掃活動のゴミについては無料で回収し、ボランティア活動を支援している。 ・酒田市主催の「庄内浜クリーンアップ作戦」、「きれいな川で住みよいふるさと運動」を実施している。
	地域	・酒田市以外の庄内地域の鶴岡市、遊佐町でも酒田市と同様に「庄内浜クリーンアップ作戦」を実施している。
石川県	石川県	・漂着ゴミ処理対策として「なぎさ保全対策推進に係る助成」を行っている。 ・「クリーン・ビーチいしかわ」、「石川県産業廃棄物協会」と連携し、漂着ゴミの回収を行っている。
	羽咋市	・ボランティア清掃活動のゴミについては無料で回収し、ボランティア活動を支援している。 ・「クリーン・ビーチいしかわ」の活動費等の助成を行っている。
	地域	・「クリーン・ビーチいしかわ」へ多数の住民が参加している。 ・漁業者・学生・サーファー等が漂着ゴミ回収のボランティアを行っている。
福井県	福井県	・海岸パトロール、連絡会議開催状況(漂着木材対策連絡会議・漂着ポリ容器等対策連絡会議)、ごみダイエット推進事業等の情報を県民に提供している。 ・平成4年度から「クリーンアップふくい大作戦」としての美化活動を行っている。 ・漁港区域及び漁港区域内の海岸(県内45漁港、延長約109km)について、福井県漁業協同組合連合会に海底・海面の清掃、漂着物等の回収を委託して実施している。 ・市町が、重機による収集や運搬を伴う漂着ゴミの処理を実施する場合、県は補助制度を設けている。
	坂井市	・「観光地美化清掃委託事業」として海岸に面する自治会、観光協会等に対し、公園・駐車場をはじめ、海岸線の美化清掃及び草刈り等の清掃を委託している
	地域	・自治会・漁協が継続的に清掃活動を行っている。
三重県	三重県	・森から川を通じた海までの河川流域において活動しているNPO/NGO等の活動の連携を図り、それぞれの活動を流域全体の取り組みとして実施できる「きっかけ」の一助となることを目的とした『伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦』を実施している。
	鳥羽市	・桃取漁港及び奈佐の浜に漂着したゴミ(国の補助金の基準未達の量)について、鳥羽市がゴミの回収・処理を行っている。 ・「きれいな伊勢志摩づくり連絡会議」と連携し「水辺ごみ実態調査」を毎年9月ごろに実施している。
	地域	・ノリ養殖業者が清掃活動を行っている。

表 1.1-2 (2) 漂流・漂着ゴミの実態調査及び清掃活動に関する取組

地域名		各モデル地域の取組
長崎県	長崎県	<ul style="list-style-type: none"> ・長崎県では、県・市町村・関係団体から成る「漂流・漂着ゴミ問題対策協議会」を設立しており、平成18年に「漂流・漂着ゴミ問題解決のための行動計画」を策定している。 ・市町が行う漂着ゴミ回収事業経費への助成を行っている。 ・海岸清掃活動に取り組む団体への支援（県民参加の地域づくり事業）を行っている。 ・「海の環境美化キャンペーン」、「日韓学生つしま会議」等、韓国との協働を行っている。
	対馬市	<ul style="list-style-type: none"> ・長崎県と協力して海岸漂着ゴミの清掃活動を実施している。 ・韓国の釜山外国語大学の学生等と協働して「日韓学生つしま会議」を実施し、海岸漂着ゴミの清掃活動を行っている。
	地域	<ul style="list-style-type: none"> ・地元NPOや漁協が清掃活動を行っている。
熊本県	熊本県	<ul style="list-style-type: none"> ・漂流・漂着ゴミの現状調査を行っている。 ・みんなの川と海づくり県民運動による県下一斉清掃活動を実施している。 ・「熊本県海と渚環境美化推進委員会」による環境美化活動等を支援するための啓発、募金活動等を行っている。 ・「熊本県漂流・漂着ゴミ対策連絡会議」を設置し、廃棄物対策課が事務局となり、データの収集・取りまとめ等を行っている。
	上天草市	<ul style="list-style-type: none"> ・地元NPOと連携して清掃活動を行っている。 ・民間団体、地域住民によるボランティア海岸清掃活動に対して、ゴミ袋の支給や収集・運搬、処分など連携・協働・支援を行っている。
	苓北町	<ul style="list-style-type: none"> ・地元NPOと連携して清掃活動を行っている。 ・民間団体、地域住民によるボランティア海岸清掃活動に対して、ゴミ袋の支給や収集・運搬、処分など連携・協働・支援を行っている。
	地域	<ul style="list-style-type: none"> ・地元NPO主催の清掃活動を継続的に行っている。
沖縄県	沖縄県	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄クリーンコーストネットワークによる海岸保全活動を行っている。 ・観光関係団体等と連携して「めんそーれ沖縄一斉クリーンアップ」を行っている。 ・各自治体、教育関連団体と連携して「御万人（うまんちゅ）すりていくグリーン・グレイシャス」を行っている。
	石垣市	<ul style="list-style-type: none"> ・市民のボランティア清掃の支援を行っている。 ・一般廃棄物及び処理困難物ともに石垣市が処理・負担している。
	竹富町	<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業と協力し大規模な海岸清掃事業に取り組んでいる。
	地域	<ul style="list-style-type: none"> ・行政、民間団体、個人活動家による「八重山環境ネットワーク」による取組が行われている。事務局は石垣海上保安部警備救難課である。 ・地域住民や民間団体等が清掃活動を行っている。 ・西表島では、海岸清掃の実施者が回収したゴミの費用負担をしている。

1.2 海岸清掃活動に関する現状と課題

1.2.1 回収・処理に関する現状と課題

各モデル地域における漂着ゴミの回収、収集・運搬、処分等の現状と課題について、取りまとめた結果を表1.2-1に示す。漂着ゴミの回収は、地元NPOや自治会、ボランティア団体等が主体となって実施されており、その方法の多くは人力による回収に頼っている。そのため、流木や漁網等の大型の漂着ゴミについては、多くの場合、回収されていないの

が現状である。また、清掃活動への参加者の確保も課題となっている。回収した漂着ゴミの運搬・処分費用は、ほとんどの場合、市町村が負担しており、市町村の財政を逼迫させているという費用負担の問題がある。(特に、市町が保有するクリーンセンター等で処理することができない処理困難物の費用負担が問題となっている。)

表 1.2-1 漂着ゴミの清掃活動に関する現状と課題

回 収	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃が実施されている海岸では、地元 NPO、自治会等が中心となり、定期的に海岸清掃活動が行われている。 ・今までほとんど清掃されたことがない海岸では、アクセスが困難、回収・搬出が困難等の理由がある。 ・アクセスが困難な海岸は、人力によるバケツリレー方式か、小型船舶を利用した搬出を行っている。 ・ゴミ袋に入る程度のゴミのみを回収し、処理困難物は回収していない。 ・処理困難物は原則として回収していない。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアによる回収が中心となるため、多くの清掃活動参加者を確保することが困難である。 ・回収する際の手袋、ゴミ袋等の消耗品、参加者の保険等の資金の安定確保が必要である。 ・回収されなかった大型の処理困難物は海岸に放置されたままである。 ・処理困難物が未回収のまま、海岸に放置されている。
収集・運搬	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・アクセスが容易な海岸は、軽トラックやパッカー車により収集・運搬を行っている。 ・アクセスが困難な海岸は、車両が入れる場所まで搬出したゴミを仮置きした後に、トラックにより収集・運搬を行っている。 ・離島では、回収した漂着ゴミを台船により本土に運搬している場合が多い。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・収集・運搬費用は、当該市町の負担となっている。 ・本土への運搬船費用が高額である。
処 分	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア等により回収されたゴミは、一般廃棄物として当該市町の焼却施設で処分されている。 ・離島では、焼却施設の能力の問題から、処分できない場合がある。 ・ゴミ袋に入る程度のゴミのみを回収し、処理困難物は回収していない。 ・処理困難物が回収された場合、県や市町がその処理費用を負担している。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物の処分費用は、当該市町の負担となっている。 ・発泡スチロールが多い場合は、減容処理等の検討が必要である。 ・処理困難物の処分費用の負担先が明確でない。
全 般	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・地元 NPO、自治会が人集めから運営までを担当している。 ・助成金には支給対象要件に条件等があるほか、助成金を除く残りの支出等に関する資金確保の面で、不安定要素が多い。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO 等団体の運営支援や活動の継続に繋がる評価が必要である。 ・安定した資金確保がクリーンアップ継続の必要条件である。 ・海岸管理者の主体的な動きが必要である。

1.2.2 清掃活動に対する支援のまとめ

本調査のモデル地域において、漂着ゴミ回収の主な実施主体は、自治会等の地域住民、漁業協同組合等のボランティアであった。これらの団体に対する行政の支援の現状と回収作業に対する海岸管理者の関与は、表 1.2-2 のように整理される。支援の内容としては、ゴミ袋や手袋等の物的支援、補助金や傷害保険への加入、一般廃棄物の処理費用の負担等の財政的支援、及び回収作業を実施している団体への表彰や活動実績の公表等の情動的支援という3通りの支援が行われており、ある程度成果も上げている。また、各モデル地域における特徴を挙げると以下のような例がある。

- ・石川県では、全県的な海岸清掃活動を行っている「クリーン・ビーチいしかわ」が県・市町・事業者からの助成を受け、各ボランティア団体に対して物的支援を実施しているほか、活動報告書(年1回)を発行し、活動実績を周知している。
- ・山形県では、「飛島クリーンアップ作戦」や「クリーンアップ・ザ・庄内海岸」に対して物的及び財政的支援を行っている。これらの支援は、県内の他の団体の清掃活動に対しても行われている。
- ・福井県では、福井県漁業協同組合連合会に委託して漁港地区のゴミ回収や沿岸・内湾域の海面浮遊ゴミの回収を行っている。福井県漁業協同組合連合会では、同県内の各漁業協同組合を通じて委託事業を実施している。
- ・長崎県では、アダプトプログラム事業として、海岸清掃団体の活動を支援(傷害保険の加入、費用の負担等)するとともに、団体名等を記した表示板の設置や活動のPRを行う事業を実施している。
- ・山形県、石川県、長崎県、沖縄県では、災害時以外の通常時の回収事業等に対する支援が整備されている。これらの地域での支援では、対象海岸として条件が限定されていること、予算規模が十分でない等の理由により、市町の負担感を緩和するには至っていない。また、地先海岸の多くを清掃するには不十分な予算規模であることや、当該市町の持ち出し分もなお負担が大きい状況にある。また、福井県においては、本調査を踏まえて、通常時の支援に対する検討を始めている。
- ・福井県においては、台風等の災害に起因する漂着ゴミの収集運搬・処理に対して、常設の補助制度が整備されている。補助の対象は「自然現象により一般公共海岸に漂着した100m³以上の廃棄物」となっており、国の補助制度の条件には満たない量の漂着物でも申請可能となっている。また、山形県、福井県、三重県では、突発的な漂着物に対して、発生後に予算化された(される)事業の例も見られる。

このように、ボランティア団体等によって回収された漂着ゴミ(一般廃棄物及び処理困難物)の収集運搬・処分は、山形県では県が処理困難物の処理を担っているケースがあるものの、それ以外の地域では当該市町がやむを得ず対応しているケースがほとんどであり、市町の財政的な負担感が非常に大きくなっている。このような市町の支出に対する海岸管理者(県)からの支援の現状を、表 1.2-3 に整理して示す(表では通常時と台風等の災害時に利用可能な常設の補助事業等を中心に整理している)。

上記のように、海岸管理者は各地の海岸清掃体制や漂着ゴミの状況に合わせた支援を行っているものの、必ずしも十分ではなく、更にこれらの支援が強化されることが望まれている。一方、モデル海岸の海岸管理者の中からは、支援も含めた漂流・漂着ゴミ問題に対する主体的な活動が進まない理由として以下のような点が指摘されている。

<モデル地域の海岸管理者からの指摘事項>

- ・ 漂着ゴミにより海岸の機能が損なわれているわけではないため、対応する必要性がない。
- ・ 海岸管理者の役目は海岸の防護、環境保全、適正な利用であり、このうち防護が主目的である。漂着ゴミ問題のような環境保全に関する施策は、防護とセットでなければ実施できない。
- ・ 漂着ゴミが生活環境保全上の支障となっているという声が挙がっているが、海岸管理者が生活環境の保全に対してどこまで役割を負うのか？また、発泡スチロールのような細かいゴミは生態系に影響を与えるであろうことについて、海岸管理者が生態系まで考えて漂着ゴミの処理をするべきなのか？
- ・ 海岸管理者に対して「管理海岸の清潔の保持」が義務付けられているが、どの程度の「清潔さ」（ゴミの量、清掃頻度も含む）を保持すればいいかが明文化されていない。そのため、優先順位が下がる傾向があり、予算の確保も難しい。
- ・ 国土交通省から、海岸管理者の役割について通達がない。

これら指摘については、「漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議とりまとめ」（平成19年）に示されたように、国、都道府県、市町村、民間団体等の関係者間の連携の強化が必要であり、各主体間の適切な役割分担のもと、漂流・漂着ゴミの処理等に係る体制の確立について、今後とも検討が必要である。

表 1.2-2(1) 民間団体等による清掃活動に対する支援

県	地域	現在の海岸清掃の 主な実施主体	海岸管理者の関与	情動的支援の有無	物的支援の有無	財政的支援の有無
山形	酒田市地域	県、市、ボランティア団体等	○（河川砂防課が飛鳥クリーンアップ作戦、クリーンアップ・ザ・庄内海岸に対して物的・財政的支援）	（検討中）	県が飛鳥クリーンアップ作戦、クリーンアップ・ザ・庄内海岸に対してゴミ袋・ゴム手袋等を支給	県・事業者から飛鳥クリーンアップ作戦に対して支援
石川	羽咋市地域	ボランティア団体	○（農林水産部がクリーン・ビーチいしかわに対して助成）	クリーン・ビーチいしかわが活動報告書を毎年発行	クリーン・ビーチいしかわから各ボランティア団体に対して軍手やゴミ袋を支給	県・市町・事業者からクリーン・ビーチいしかわに対して助成
福井	坂井市地域	自治会		（検討中）		市が観光地美化清掃委託事業として海岸に面する自治会、観光協会等に対し清掃を委託
		漁業協同組合	○（水産課が海面環境保全事業を担当）			県（水産課）が海面環境保全事業として、福井県漁業協同組合連合会に清掃を委託
三重	鳥羽市地域	ボランティア団体 漁業協同組合			鳥羽市が「きれいにし隊」清掃ボランティア支援事業により指定のゴミ袋を支給	鳥羽市は「きれいにし隊」清掃ボランティア支援事業を通じて一般廃棄物処理手数料を免除している
長崎	対馬市地域	ボランティア団体 漁業協同組合	○（土木部等がアダプトプログラムを担当）	県はアダプトプログラムを通じてボランティア団体の名前等を記した表示板を活動区間に設置することとし、活動のPRと環境美化の呼びかけを行う。	県はアダプトプログラムを通じて清掃用具を支給	県はアダプトプログラムを通じてボランティア団体の活動を支援（傷害保険の加入、費用の負担等）

表 1.2-2(2) 民間団体等による清掃活動に対する支援

県	地域	現在の海岸清掃の 主な実施主体	海岸管理者の関与	情動的支援の有無	物的支援の有無	財政的支援の有無
熊本	上天草市地域	ボランティア団体			県※、上天草市がゴミ袋を支給	
	苓北町地域	苓北町が主催し、 地域住民が参加			県※、苓北町がゴミ袋を支給	
沖縄	石垣島地域	ボランティア団体		石垣市がポイントクリーニング事業により清掃を行った団体・個人を廃棄物関連の国・県の表彰制度に推薦。また市の広報に団体名を掲載。	石垣市がポイントクリーニング事業によりゴミ袋、手袋を支給	
	西表島地域	ボランティア団体			環境省、竹富町が「西表石垣国立公園を美しくする会」を組織し、活動費を助成	

注：

- ・今後も継続して利用可能と推定される支援のみを記載した。過去の実績については記載していない。
- ・表に示した以外に山形県、石川県、沖縄県では、海岸管理者が市町(石川県の場合には広域事務組合)に海岸清掃を直接委託している例もある。

※：水環境課が担当。

表 1.2-3 海岸管理者から市町(一部、広域事務組合を含む)に対する支援

県	対象	事業名等	内容、条件等	補助率
山形	通常時、 災害時	自然公園利用拠点重 点清掃事業	海水浴場など利用者の多い自然公園内の箇所について、関係市町(酒田市、 鶴岡市、遊佐町)に委託して重点的清掃を行っている。	
石川	通常時	なぎさ保全対策推進 に係る助成	羽咋市千里浜海岸(なぎさドライブウェイ)の保全対策推進のため、羽咋 郡市広域圏事務組合が実施している千里浜海岸の清掃事業等に昭和51年度 から助成を行っている。	
	災害時	なし		
福井	通常時	なし	(検討中)	
	災害時	漂着廃棄物適正処理 支援事業	自然現象(河川の増水、台風、風浪等)により一般公共海岸に漂着した100m ³ 以上の廃棄物の処理を対象として、沿岸市町(一部事務組合を含む)が行う。	1/2 以内
三重	通常時		必要に応じて市町村に海岸清掃を委託する。	
	災害時	県単耕地施設管理事業 海岸維持修繕費	洪水、台風等による海岸機能、環境、景観に著しい影響がある漂着流木・ ゴミ等を除去するため、その処理に係る費用を支援する。	
長崎	通常時、 災害時	市町が行う漂着ごみ 回収事業経費への助 成		離島振興法指定地域かつ 補助対象経費4,000千円 以上の事業:7/10 以内
				上記以外:1/2 以内
熊本	通常時	なし		
	災害時	なし		
沖縄	通常時、 災害時	海浜地域浄化対策費	海岸管理者が市町村へ海浜清掃を委託する費用として、各市町村へ配分し ている。	

注:今後も継続して利用可能と推定される支援のみを記載した。過去の実績や国の補助を受けた事業については記載していない。

1.3 漂流・漂着ゴミの発生抑制対策の現状と課題

1.3.1 国の取組

(1) 国内での発生抑制の取組（漂流ゴミの回収対策を含む）

河川等に捨てられたゴミが、海域に流出することで漂流・漂着ゴミ問題の一因となっていることから、国土交通省では、従来から、河川敷等において、市民と連携した清掃活動、不法投棄の防止に向けた普及啓発活動を行っている。また、河川管理者による日常的な監視による不法投棄の抑止・早期発見、河川の維持管理の中での治水上の支障となるゴミ回収の徹底、市民と連携した清掃活動の実施、回収活動状況のマップ作成等を通じた啓発普及に取り組んでいる。

港湾において、航行船舶の輻輳する海域において船舶航行の安全を確保し、海域環境の保全を図るため、国土交通省は東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明・八代海等（港湾区域、漁港区域を除く）にて、海面に浮遊するゴミや油の回収を行っている。また、海洋短波レーダによって観測された流況を活用し、ゴミや油の集まる位置を予測する技術等の研究開発を推進している。

水産庁は、漂流・漂着物の発生源対策として、漁業系資材の漁網、発泡スチロール製のフロート及びプラスチック製品について、モデル地域を選定し、その処理費用の軽減方策及びリサイクル技術の開発・推進を図るとともに、被害拡大防止のため漁業活動中に回収された漂流物の処理費用に対する広域的な取組への支援を行っている。また、漁場環境の悪化により、効用の低下している漁場の生産力の回復や水産資源の生息場の環境を改善することを目的として、堆積物の除去等を行っている。

国内において容器包装廃棄物の排出抑制を促進することは、漂流・漂着ゴミに対する対策としても有効であると考えられる。このため、経済産業省は、容器包装廃棄物の排出抑制を促進するため、改正容器包装リサイクル法の施行に必要な調査等を行い、同法の適切な実施を進めている。

(2) 国際的な取組

環境省は、日中韓3カ国環境大臣会合等の政策対話や、日本、中国、韓国、ロシアによる海洋環境保全のための枠組みである「北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）」の海洋ゴミプロジェクトを通じ、関係各国に対し、様々な種類の漂流・漂着ゴミに対する協力を含め、引き続き協働して取り組むよう働きかけている。

外務省は、NOWPAP 海洋ゴミプロジェクトの一環として推進する周辺国と連携した清掃・人材育成キャンペーンを、我が国の主導により継続的に実施し、各国における地方公共団体・NGOをも巻き込んだ市民レベルの意識向上を図っている。

1.3.2 各モデル地域の取組

(1) 各県・市町・地域の取組

各モデル地域において実施されている漂流・漂着ゴミの発生抑制対策の現状について、

取りまとめた結果を表 1.3-1 に示す。各モデル地域において実施されている発生抑制対策の内容を大きく分けると次の4項目にまとめることができる。

- ① 不法投棄の防止
- ② 環境教育を通じたゴミの発生抑制
- ③ 全県的なゴミの発生抑制対策
- ④ イベントや海岸清掃等を通じた漂着ゴミ問題の周知と啓発活動

河川や海岸における不法投棄の防止に関しては、「庄内地区不法投棄防止対策協議会」(山形県)や「環境パトロール」(三重県鳥羽市)などの取組を通じて、不法投棄に対する監視・回収体制の整備、不法投棄の抑制のための看板の設置、広報活動などが進められている。山形県酒田市における平成19年度の市内全体の不法投棄物の回収実績は、82件、6,274kgとなっている。

環境教育を通じたゴミの発生抑制に関する啓発活動は、石川県羽咋市、熊本県天草地域で行われている。羽咋市では保育所、幼稚園、小中学校で、環境教育に関する冊子を作成して、啓発活動を実施している。熊本県上天草市上天草市では、2008年11月から12月にかけて、市内5つの小学校で、環境学習(課外活動)の中で漂着ゴミの調査(ゴミの分類、発生源の推定)を実施した。同県苓北町では、町内小学校4年生を対象とした「こども環境学習(社会科見学)」の一環で、町内不法投棄現場において、不法投棄がもたらす環境への影響(景観・地下水汚染・生物への影響等)についての学習を実施している。中学校、高校を対象とした職場体験学習では、不法投棄の現状や海岸漂着物の現状視察(中学校)、環境政策(ごみの分別状況、海岸漂着物問題、不法投棄問題)についての学習を実施している。

全県的な発生抑制対策としては、長崎県の「長崎県廃棄物処理計画ーゴミゼロながさき推進計画ー」が挙げられる。このなかで「散乱ごみ、漂流・漂着ごみ対策」の発生源対策として5項目を示している(表 1.3-2)。また、長崎県漂流・漂着ごみ問題対策協議会が策定した「漂流・漂着ごみ問題解決のための行動計画」(平成19年5月)においては、発生源対策として、啓発活動の強化、監視体制の強化を挙げている。沖縄県では「ちゅら島環境美化条例」を制定し、空き缶・吸い殻等の散乱を防止するとともに、ごみのポイ捨て防止公開パトロール等を実施している。

イベント等を通じた漂着ゴミ問題の周知と啓発活動は、福井県坂井市(水辺環境フォーラムーみくにの海から SOSー)や長崎県対馬市(韓国の釜山外語大学と九州周辺大学・地域との合同海岸清掃活動)の実績がある。また、山形県、石川県、福井県、熊本県、沖縄県で行われている県下一斉清掃やボランティア団体主催の海岸清掃等の活動は、漂着ゴミも含めたゴミの清掃活動を通じたゴミの発生抑制、モラル向上に寄与していると考えられる。

これらの発生抑制対策の多くは、一般的なゴミの発生抑制対策として実施されているものがほとんどである。漂着ゴミに特化した取組としては、福井県坂井市や長崎県対馬市のイベント及び長崎県の「長崎県廃棄物処理計画ーゴミゼロながさき推進計画ー」が挙げられる。

表 1.3-1(1) 漂流・漂着ゴミの発生抑制対策の現状

地域名		各モデル地域の取組
山形県	山形県	<ul style="list-style-type: none"> ・海と渚の環境美化に関する活動を支援・指導することにより「豊かな海、美しい浜辺」の保全を図り、もって水産業の振興に寄与することを目的として、「山形県海と渚環境美化推進協会」が設置されている。 ・投棄者不明かつ土地所有者による回復が困難な不法投棄箇所を中心に、地域住民が行う原状回復作業を支援（作業への加勢、処理費用、重機使用料の負担等）する「庄内地区不法投棄防止対策協議会」を設置している。
	酒田市	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄に対する監視・回収体制として、不法投棄監視員を委嘱して、河川や海岸を含めて定期的に市内を巡回し、不法投棄物の発見と早期回収に努めている。
	地域	<ul style="list-style-type: none"> ・鶴岡市及び遊佐町も酒田市と同様に、不法投棄監視員の委嘱及び河川・海岸の定期的巡回を通じて、不法投棄物の発見と早期回収に努めている。
石川県	石川県	<ul style="list-style-type: none"> ・「クリーン・ビーチいしかわ」の活動は、県民の参加による海岸清掃に留まらず、実践を通して環境保全と県民のモラル向上に寄与している。
	羽咋市	<ul style="list-style-type: none"> ・羽咋市では、保育所、幼稚園、小中学校で、環境教育に関する冊子を作成して、啓発活動を実施している。
	地域	<ul style="list-style-type: none"> ・「羽咋生活学校」が行っている「ゴミのひとしぼり運動」を基に、啓発活動を実施している。
福井県	福井県	<ul style="list-style-type: none"> ・河川・海岸漂着ゴミ問題の広報の一環として「3R推進メッセージ」の募集を行う中で、「ポイ捨てをしない」ことを課題として提示し、3R推進大会で優秀作の表彰・展示に併せ、県内海岸の漂着ゴミの概況をパネル等で紹介している。
	坂井市	<ul style="list-style-type: none"> ・三国町環境フォーラムの開催（平成16年10月23日開催）。 ・海上保安署と共催した展示イベント「ほやって！海も川も汚れとっ展」を通じ、広く住民や事業者に対する周知と啓発活動を行っている。
	地域	<ul style="list-style-type: none"> ・九頭竜川流域の九頭竜川水系、足羽川水系、日野川水系ではNGO/NPO等民間団体による清掃活動が盛んに行われている。
三重県	三重県	<ul style="list-style-type: none"> ・三重県「流木・ごみ等対策推進会議」が設置されている。 ・伊勢湾再生推進会議の場で伊勢湾流域の愛知県、岐阜県、名古屋市への啓発活動への呼掛けを行っている。
	鳥羽市	<ul style="list-style-type: none"> ・「環境教育の充実（リサイクルパーク）」、不法投棄防止の環境パトロール等の活動を行っている。 ・「海ごみサミット・鳥羽会議」（鳥羽市・JEAN/クリーンアップ全国事務局の共催、2008年10月）が開催され、河川の上流域と下流域との連携が主なテーマとして議論された。
	地域	—

表 1.3-1(2) 漂流・漂着ゴミの発生抑制対策の現状

地域名		各モデル地域の取組
長崎県	長崎県	<ul style="list-style-type: none"> ・「長崎県廃棄物処理計画ーゴミゼロながさき推進計画ー」を策定している。 ・漂流・漂着ごみ問題対策協議会が策定した「漂流・漂着ごみ問題解決のための行動計画」の中で、啓発活動の強化、監視体制の強化を挙げている。
	対馬市	<ul style="list-style-type: none"> ・韓国の釜山外語大学と九州周辺大学・地域との合同海岸清掃活動による交流と啓発、イベント等を通じた現状の周知などが行われている。 ・「第2回海ゴミサミット つしま会議」(NPO 法人 JEAN/クリーンアップ全国事務局等3団体が主催、2004年10月)を共催し、海ゴミの現状と問題点について訴えると共に、具体的な対応策等を検討している。
	地域	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO等による清掃活動が地域住民への啓発活動に繋がる。 ・学校等への清掃活動の呼びかけばかりではなく、活動に参加した教育機関に漂着ゴミ問題をはじめとした環境教育も行っている。 ・シーカヤックによるエコツーリズム活動を実施してきた団体では、ツアーの一環として海岸清掃活動を行い、漂着ゴミの実態に関する啓発活動を実施している。
熊本県	熊本県	<ul style="list-style-type: none"> ・みんなの川と海づくり県民運動による県下一斉清掃活動を通じてゴミの発生抑制の啓発を行っている。 ・「熊本県海と渚環境美化推進委員会」による環境美化活動等を支援するための啓発、募金活動等を行っている。
	上天草市	<ul style="list-style-type: none"> ・天草地域の各市町では、小学校等での環境教育の中で海ゴミを含むゴミの発生抑制に関する啓発活動を行っている。 ・天草地域の環境美化活動に貢献した個人や団体を市町がNPO法人「美しい天草づくりネットワーク」に推薦し、NPO法人が表彰する制度がある。
	苓北町	
	地域	—
沖縄県	沖縄県	<ul style="list-style-type: none"> ・ちゅら島環境美化条例によるゴミ散乱防止啓発活動を行っている。 ・沖縄クリーンコーストネットワークによる啓発活動を行っている。
	石垣市	
	竹富町	<ul style="list-style-type: none"> ・広報啓発活動の実施に向け、検討段階である。
	地域	<ul style="list-style-type: none"> ・レジャー業界や住民団体等がポスターによるポイ捨て防止を呼びかけている。

表 1.3-2 「長崎県廃棄物処理計画」における漂流・漂着ゴミ対策（抜粋）

<p><散乱ごみ、漂流・漂着ごみ対策></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 県民・事業者の取組 <ol style="list-style-type: none"> (1) モラル向上、キャンペーン等への積極参加 (2) 身近な環境美化 2. 行政の取組 <ol style="list-style-type: none"> (1) 廃棄物に関する環境教育の推進 (2) ボランティア団体等との協働 (3) 漂流・漂着ごみ対策 <ul style="list-style-type: none"> ・市町が実施する漂着ごみの撤去に要する経費への助成を行ないます。 ・外国由来のごみが多く漂着することから、国に対して、処理体制の確立などを引き続き要望していきます。 ・さらに、県や市町などで構成する「漂流・漂着ごみ問題対策協議会」を中心に具体的な対策を検討し、その対策については民間団体や住民、行政が連携して取り組みます。 <p>注：「長崎県廃棄物処理計画ーゴミゼロながさき推進計画」（長崎県、平成18年3月）より抜粋</p>

1.3.3 漂流・漂着ゴミの発生抑制対策の課題

冒頭で示したように、漂着ゴミについては次のような問題点が挙げられている。すなわち、多くの場合には、景観を損なう、観光資源としてのイメージが低下するなどといった相対的・限定的な支障にとどまることに加え、直接健康に対する甚大な被害はなく、多くの人の目につきにくいいため、環境上の支障や身近な問題として認識されにくい、という点である。

前節のような現状の取組については、陸上の身近なゴミであればそれなりの効果があると考えられるものの、目につきにくい漂着ゴミについては被害状況に逼迫感や切迫感がないなど、関心が低いものと考えられる。特に、発生源となっている可能性のある内陸部や都市部の住民にとっては、その程度が大きいものと想定される。加えて、多様なレジャーや生活環境の充実もあり、実際に海岸に出て海水浴や浜遊びをする人口も減少していることも影響している可能性が考えられる。そのため、前述の発生抑制対策も、海岸に何らかの関わりを持つ人々には有効かと考えられるが、漂着ゴミと関係・関心が低い地域にどう知らしめて、発生抑制体制に繋げて行くかが、重要な課題と考えられる。まずは、漂着ゴミの問題について関心を持ってもらい認識を高めるために、漂着ゴミの現状と問題点を国民に分かりやすく伝え、発生抑制に向けて普及啓発を一層進めていくことが重要である。

また、河川を通して、海とは離れた都市部の生活系ゴミや事業系ゴミ等、陸域のゴミが海に流出し、海岸に漂着することが指摘されている。そのため、海岸を有する地域だけでなく、河川流域等に着目して、流域の住民や事業者に向けた普及啓発や連携等の取組が重要である。

さらに、発生源が特定できる調査を実施し、発生源を特定した上で、特定の発生源に着目した発生抑制対策の充実が重要であるが、この調査の手法については詳細な検討と研究が必要となる。

一方、海外起源と推定される漂着ゴミについては、地方自治体が単独で海外に発生抑制対策を促す、あるいは検討することは難しく、民間同士の交流などを通じての対応が考えられる。国においては、漂着ゴミの発生源と推定される国々に対して、更なる対応の実施を要求するばかりではなく、発生抑制対策の共同研究の実施などを検討することも重要と考えられる。

2. 今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方の方向性

2.1 相互協力が可能な体制作りについて

2.1.1 関係省庁会議とりまとめにおける体制作りの方向性

漂流・漂着ゴミ問題に対する我が国の方針と当面の施策として、平成19年3月に策定された「漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議とりまとめ」においては、漂流・漂着ゴミの処理等に係る国、都道府県、市町村等の役割について、次のように記載されている。その中では、「漂流・漂着ゴミの処理等に係る問題について」は、「関係者間の相互協力が可能な体制作りを推進することが当面の施策としては最も有効である」としており、この「相互協力が可能な体制作り」を進めていくために、各モデル地域において集中的な検討を行った。

我が国における、漂流・漂着ゴミの処理等に関連する現行法制度としては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃掃法」という。）、海岸法、港湾法等がある。

現行法では、海岸に漂着したゴミについて、土地又は建物の占有者がその土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない（廃掃法第5条第1項）、と定められ、「占有者がいない場合には、管理者とする」（同項）との規定に基づき、海岸管理者が土地の清潔保持について努力義務を負う。一方、海岸管理は、都道府県等の海岸管理者が行うものとされている（海岸法第5条など）。

海岸管理のうち、海岸保全施設に関する工事に係る事務以外の事務は自治事務と整理される（同法第40条の4）ことから、基本的にどの程度の清潔保持を行うかの判断は各海岸管理者の裁量に委ねられている。また、「海岸におけるゴミ対策や清掃等海岸の美化については、地域住民やボランティア等の協力を得ながら進めるとともに、参加しやすい仕組み作りに努める。」（同法第2条の2に基づく海岸保全基本方針）と示されている。

漂着ゴミについては、海岸等公物管理者が発生者ではないものの、公物管理上、清潔の保持に努めなければならず、それぞれの公物管理者が、漂流・漂着ゴミの対応に関する義務を負う。公物管理を定めた個別法において、自治事務と整理された事務については、各地方公共団体が自らの裁量に基づいて事務を遂行する責務を負うこととされている。

しかしながら、実態的には、公物管理者だけでは対応しきれない質及び量のゴミが漂着した場合に、公物管理者である都道府県からの要請や、地域の生活環境保全上看過できない状況に鑑み、一般廃棄物の処理について統括的責任を有する市町村（廃棄物担当部局）が漂着ゴミの処理を行わざるを得ない場合があり、更に、それでもなお処理しきれない場合がある。

また、都道府県の中には、市町村に対して漂流・漂着ゴミの処理等に関する補助を行っているものもあるが、対策が不足している場合がある。

こうしたことから、漂流・漂着ゴミの処理等に係る問題について、真に現場の求める解決に向けて、関係者間の相互協力が可能な体制作りを推進することが当面の施策としては最も有効である。その上で、実際に処理にあたる現場の地方公共団体が混乱しないよう、漂流・漂着ゴミの処理等の円滑な実施に向け、今後も更に検討を深めることが必要である。

2.1.2 各モデル地域における相互協力が可能な体制作りの方向性

前述の「漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議とりまとめ」及び都道府県の「沿岸海岸保全基本計画」を受けて、都道府県、市町村、関係団体、NPO/NGO、地域住民等が、意見交換や必要な調整をしつつ、今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方の方向性を検討していくことが望ましい。

図 2.1-1 は、現時点で想定される関係者間の役割分担の模式図であり、地域の実情に適した体制作りを進めていくことが適当である。

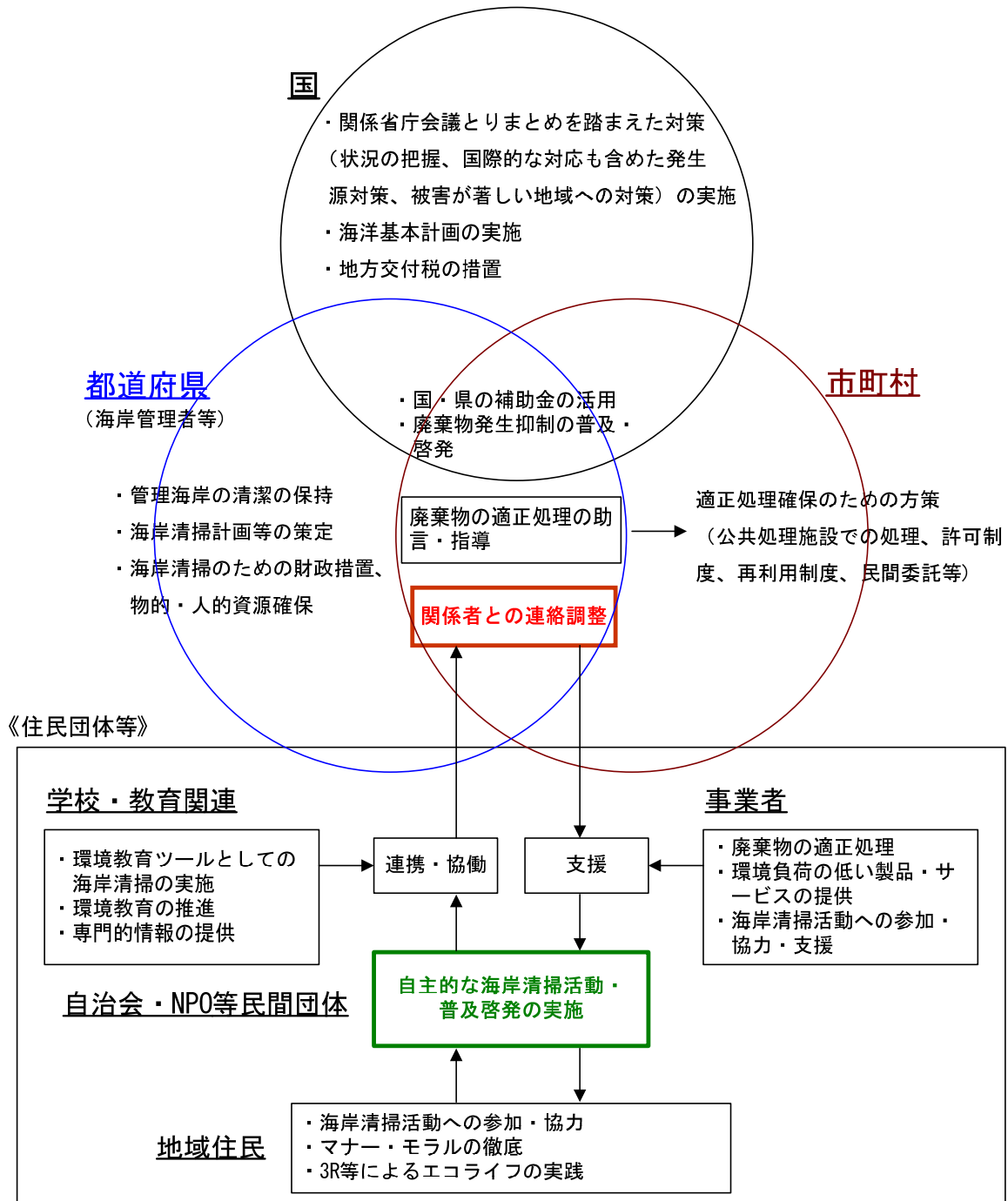


図 2.1-1 関係機関・団体の役割分担（案）

2.1.3 漂着ゴミ対策における相互協力の先進事例

漂着ゴミ問題に取り組んでいる都道府県の海岸保全基本計画においては、“海岸環境の整備及び保全に関する事項”あるいは“海岸環境保全活動”等に関する事項にて、“ボランティア団体等との連携を図りながら海岸環境の保全に努める”旨が記載されていることがほとんどである。

これを受けて、各地域における相互協力が可能な海岸清掃体制の構築の参考とするため、既存資料等より収集した漂着ゴミに関する発生抑制対を含む海岸清掃体制（回収・処理の取組）事例の中から、ボランティア団体等との連携による海岸環境保全活動において、先進的かつ代表的な取組の概要を整理した。

多くの取組事例の中から、代表的事例として、「クリーン・ビーチいしかわ」、「美しいやまがたの海プラットフォーム」及び「さぬき瀬戸パートナーシップ」を取り上げることとした。

これら取組は、官民を挙げた海岸清掃体制であり、将来的にはこれら取組を参考とし、漂流・漂着ゴミ問題を抱える地域への取組に展開していくことが理想的である。

(1) 「クリーン・ビーチいしかわ」

石川県の羽咋市周辺の清掃活動に関しては、従来から羽咋市の市民憲章に基づいて地域住民による定期的な海岸清掃が行われていた。これを、他の地域の同様な活動とともに、「クリーン・ビーチいしかわ」として、全県レベルの清掃活動に統合されたものである（表 2.1-1）。クリーン・ビーチいしかわ事務局への聞き取り調査によれば、全県レベルで活動を統合したことで以下のような効果があったとのことである。

- ・ 従来、地元住民による定期的な活動であったが、エフエム石川が関与したことで、清掃活動の日時や場所が FM ラジオ放送で広報され、参加者が増えた。
- ・ 地元住民以外でも、企業の活動や学校での総合学習などとして、海岸の清掃活動が取り入れられるようになってきた（例えば、企業では CSR 活動の一環、学校では遠足でのイベント等）。清掃活動の希望を事務局に申し出ると、適当な場所や関係者を紹介することで、活動が具体化され、その結果、海岸での清掃活動の回数が増加している。

羽咋市では、4月と7月に定常的（年中行事的）な市民運動としての海岸清掃活動を、すでに30年にわたって行っており、多くの地域住民がゴミの回収に参加している。ゴミ袋は「クリーン・ビーチいしかわ」が配布し、回収された漂着ゴミの収集・運搬・処分費は各市町村が負担している。また、最近では、これらの定期的な活動とは別の不定期清掃活動（特に町会・漁協・生徒・サーファーによる）も行われ始めている。

表 2.1-1 漂着ゴミ対策の先進事例：「クリーン・ビーチいしかわ」

クリーン・ビーチいしかわの活動（活動概要、活動状況）
<p>1. 活動概要</p> <p>○実行委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 名誉会長（県知事）、顧問（議会議長、市長会長、市議会議長会長など）、会長（エフエム石川社長）、実行委員（各市町長など）からなる実行委員会が設置されている。 ・ 目的：以下を目標とする。 <ul style="list-style-type: none"> ①美しい石川の渚を取り戻し、白砂青松を蘇らせる基盤づくり ②野鳥や海の生きものを残酷な被害から守る海の環境・ルールづくり ③沿岸漁業資源の回復に良好な豊かな海づくり ④森林、河川を守る基盤づくり ・ 事業：次の事業を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ①クリーン・ビーチ活動の企画、諸機関との連絡・調整及び推進に関すること。 ②活動を広く県民に周知し、参加を呼びかけ、実践を通して環境保全と市民のモラル向上に寄与すること。 ③今後の活動の進展に必要な提言をすること。 ・ 事務局をエフエム石川内に置く。 <p>○幹事会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各市町での窓口となる部課の長、国土交通省 北陸地方整備局 金沢河川国道事務所海岸課長、県関連部課の長、エフエム石川などからなる幹事会が設置されている。 ・ 活動規約の前文には、「石川県下の海岸線 583km を舞台に繰り広げられる清掃活動「クリーン・ビーチいしかわ」に協調、クリーン・ビーチいしかわ実行委員会のもと、全市町村が一体となって、または市民運動をあと押しして、渚（なぎさ）の一斉清掃、川筋の清掃等を実施し、海岸及び自然環境の保全と地域の美化に資する。」とある。 <p>1.1 清掃活動の基本原則</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 清掃活動の範囲は、それぞれの市町村または市民団体などが決めた海岸、河川、湖沼とし、運動に呼応する人たちの動員のもとにボランティア活動として実施する。 (2) 清掃活動の実施日は、活動計画に基づくことを原則とし、天候・海況などにより、当日実施困難な場合は、中止や予備日を設けるなど地域ごとに対応する。 (3) 清掃活動の内容は、海岸や河川、湖沼の漂着物、廃棄物の回収作業とし、回収された廃棄物などは可燃物と不燃物に分別し、実行委員（市町村長）の指示のもとに処理を行う。 (4) 清掃活動のための資材は、県、県漁業協同組合連合会と実行委員会事務局（以下「事務局」という）が協力して管理し、調達、保管、配布のための連絡などにあたる。 (5) 清掃活動によって生じた諸問題については、事務局が整理して報告書にまとめる。 <p>1.2 清掃活動の地域別活動計画</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 清掃活動は、実行委員（市町村長）の指揮のもとに、幹事がリーダーとなって効率的に実施する。この際、幹事はあらかじめ地域内の協議を経て事務局あてに「行動計画書」を提出する。提出期限は、実施日の10日前までとする。 (2) 清掃活動を円滑に実施するため、地域ごとに実行委員（市町村長）を中心として企画調整、動員計画、回収、分別処理、記録などの組織を編成し、責任体制を明確にする。 (3) セレモニーやイベントの実施、集合場所の決定にあたっては、実行委員（市町村長）が必要に応じて漁業協同組合、関係機関、参加団体、事務局などと協議する。 (4) 清掃活動に必要な軍手、こみ袋などは、行動計画書に基づき県が市町村へ連絡、市町村は実施の3日前までに受理する。 (5) 清掃活動終了後は、幹事が活動結果を報告書にまとめて事務局に提出する。 <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資金は、県と各市町の助成金、事業所の協賛金である。 ・ 清掃活動の支援は、ゴミ袋の配布と、ラジオ放送で実施日時、場所等を事前告知し、参加を呼びかけている。 ・ 活動報告は、毎年次ごとに、30ページ程度の冊子にまとめられ、公表・配布されている。 <p>2. 活動状況（省略）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 活動状況については年次ごとに発行されている。平成19年度では100件以上、12万人が参加している。

(2) 「美しいやまがたの海プラットフォーム」

山形県では、平成20年度に「美しいやまがたの海推進事業」により、関係者間の協議・情報共有の場となる「美しいやまがたの海プラットフォーム」を設立し、漂着ゴミの効果的な回収と処理方法、さらには内陸域からのゴミ発生抑制までを含む取組の推進を図ることとした(図2.1-2、表2.1-2)。このプラットフォームは平成20年7月31日、関係行政機関(国、県、市町)のほか大学、NPO、企業・事業所団体など20団体によって発足した(表2.1-3)。実施事業としては①回収活動及びモニタリングの情報収集、ニューズレターの発行等、②ゴミの発生抑制、③一斉クリーンアップを予定している。

美しいやまがたの海プラットフォームの組織(イメージ図)

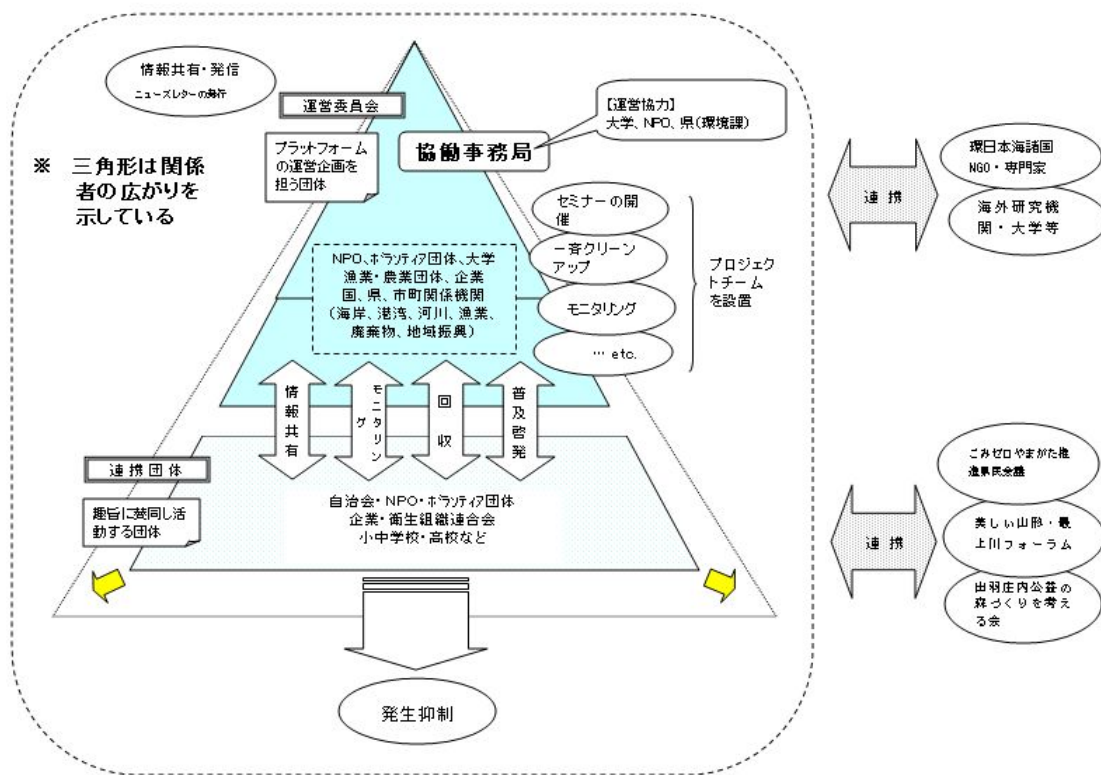


図 2.1-2 「美しいやまがたの海プラットフォーム」の取組の事例

(注：山形県庄内総合支庁からの提供資料による)

表 2.1-2 「美しいやまがたの海プラットフォーム」の概要と設立意見書(抜粋)

「美しいやまがたの海プラットフォーム」設立による取組

◆プラットフォーム（PF）の概要

名 称	美しいやまがたの海プラットフォーム
設置時期	平成 20 年 7 月 31 日
設置目的	山形県の沿岸域環境の保全を目的に、漂着ごみ問題の改善や対処の方向性を明らかにするための関係者間の情報共有と協議を行う場（プラットフォーム）とする。
目 標	漂着ごみの効果的な回収と処理方法さらには、内陸域からのごみ発生抑制までトータルの取組による沿岸域環境の改善を目指す。その際、プラットフォームに参画するメンバーは当事者意識を持ちながら連携を図っていくことで自立した循環型社会の実現を目指す。
組織体制	<ol style="list-style-type: none"> ① 全体会 会員が単独若しくは協働で行う保全活動等に関し情報交流や意見交換を行う。 ② 運営委員会 PF が行う事業等に関し協議による緩やかな合意形成を行う。 ③ 協働事務局 県（庄内総合支庁環境課）、東北公益文科大学（地域共創センター）、NPO 法人パートナーシップオフィスの三者による協働分担とする。 所在地は東北公益文科大学地域共創センターに置く。 ④ 会員 国、県、市町、事業所（企業等）、NPO、自治会、ボランティア団体、大学等教育・研究機関。
運営方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ PF の全体的運営は運営委員会での協議によるが、会員に対する情報提供など日常的な事務については、協働事務局である 3 者の役割分担による実施。 ・ PF が行う協働事業の実施に当たっては、各会員が責任をもって事業を自主的に運営（予算含む）することを基本とする。 ・ 協働事業の実施方法は、担当制やプロジェクトによる実施も検討。 ・ 運営経費は県事業によるほか企業の寄付、助成金、ファンドの助成の確保も検討。
実施事業	<ol style="list-style-type: none"> ① 情報共有・発信 回収活動及びモニタリングの情報収集、ニュースレターの発行及びセミナー開催。 ② 発生抑制 PF の取組紹介、回収活動、モニタリング結果の活用、最上川フォーラム、ごみゼロ山形推進協議会との連携など ③ 回収活動 一斉クリーンアップ（「クリーンアップ・ザ・庄内海岸」）の実施ほか。

設立趣意書（抜粋）

～海岸環境の保全、特に海岸漂着ごみ問題への対応には、ごみの回収や処理、さらには発生抑制に係るさまざまな方策を、効果的かつ体系的に取り組んでいく必要がある。

そのためには、国土形成計画ならびに海洋基本計画に提示された「陸域及び海域を一体的にとらえる総合的な沿岸域管理」の視点を踏まえつつ、山形県において当事者意識を持った多様な主体が連携・協働していくことが不可欠である。

ここに、人類の共同財産でもある山形の美しい海・庄内海岸を未来の子どもたちに継承していくための第一歩として、海洋ごみ問題をはじめとする沿岸域の環境改善や維持保全等を目指し、関係者の情報共有と協議の「場」となる「美しいやまがたの海プラットフォーム」を設置する。

（山形県庄内総合支庁より提供）

表 2.1-3 「美しいやまがたの海プラットフォーム」の会員と運営ルール(抜粋)

プラットフォーム会員（運営委員）

団 体 名
①国土交通省東北地方整備局酒田河川国道事務所、② 同 酒田港湾事務所
③鶴岡市、④酒田市、⑤遊佐町
⑥特定非営利活動法人庄内海浜美化ボランティア、⑦特定非営利活動法人パートナーシップオフィス、⑧鶴岡市ボランティア連絡協議会
⑨東北公益文科大学、⑩鶴岡工業高等専門学校
⑪全農山形県本部庄内統括事務所、⑫山形県漁業協同組合、⑬山形県商店街振興組合連合会、 ⑭株式会社山形ケンウッド
⑮山形県庄内総合支庁（地域支援課、水産課、河川砂防課、港湾事務所、環境課）

美しいやまがたの海プラットフォーム運営ルール（抜粋）

<目 的>

第2条 プラットフォームは、山形県の沿岸域環境の保全のため、とくに海洋ごみ問題の改善や対処の方向性を明らかにしつつ、「美しいやまがたの海」の景観を取り戻すと共にその魅力を高め、人類の共同財産として未来の子どもたちへ継承できるよう、当事者意識を持った多様な主体が連携して必要な取組を行う。

<事 業>

第3条 プラットフォームは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) プラットフォームに参画する個人、NPO、事業者、各種団体・教育研究機関、行政機関等における相互の連携・協働を推進していくための事業
- (2) 山形県の沿岸域における環境保全活動の促進のための啓発及び調査研究事業
- (3) その他、前条の目的を達成するための必要な事業

<会 員>

第4条 プラットフォームの会員は、第2条の目的に当事者意識を持って賛同する個人、法人、団体及び行政機関とする。

<全体会>

第5条 会員が行う活動に関する情報交換や意見交換の場となる全体会を年1回以上開催する。

<運営委員会>

第6条 プラットフォームに運営委員会を置き、運営に関する重要事項について協議する。

- 2 運営委員会は、会員の中から自薦、他薦を受けた20名以内の会員（運営委員）で構成する。
- 3 運営委員会は、必要に応じ運営委員以外の会員又は会員以外の者の出席を認めることができる。
- 4 運営委員会の運営についてはこの運営ルールによるほか、別に定める。

<協働事務局>

第9条 プラットフォームの事務を処理するため運営委員会の下に協働事務局を置く。

- 2 協働事務局の所在地は、東北公益文科大学地域共創センターとする。
- 3 協働事務局の運営については、当面の間、山形県庄内総合支庁環境課、東北公益文科大学・呉尚浩研究室、特定非営利活動法人パートナーシップオフィスの三者が担う。

(山形県庄内総合支庁より提供)

(3) 「さぬき瀬戸」パートナーシップ事業

「さぬき瀬戸」パートナーシップ事業は、香川県、市町村、住民団体等の三者が協定を結ぶことにより、ボランティア団体などが行う海辺の美化活動を県と市町が支援し、香川県の海辺を美しくすることを目的としている。香川県の担当課は、海岸管理を担当する河川砂防課である。同事業は、海岸管理者による海岸の機能・環境保全業務の一環としての清掃事業と市民ボランティア等によるクリーンアップの活動の統合的なアプローチとして、県・市町村・ボランティア団体がパートナーシップの協定を組み、広域的・経年的にかつ相当程度の規模をもって清掃活動に取り組むという枠組みの構築を行っている事例の一つである(図 2.1-3)。同事業の実施要領を表 2.1-4 に示す。(他に、広島県の「せとうち海援隊」なども同様な事例である)。

「さぬき瀬戸」パートナーシップ事業は平成 14 年度から実施され、平成 17 年度には 31 団体、延べ 6,938 人が活動に参加している。なお、河川についても、同内容の事業(リフレッシュ香の川パートナーシップ事業)が実施されている。(以上、香川県環境白書(平成 18 年度版)より作成)

香川県では、さぬき瀬戸パートナーシップ事業の他に、漂着ゴミの普及啓発のため「さぬき瀬戸クリーンリレー」事業(表 2.1-5)として、全県で清掃活動や漂着ゴミの調査が行われている。同事業により、平成 20 年度は 88 カ所で 83 グループ延べ約 7,600 人が漂着ゴミを回収した。また、漂着ゴミの調査結果は「香川県海岸ごみマップ」として整理されている。

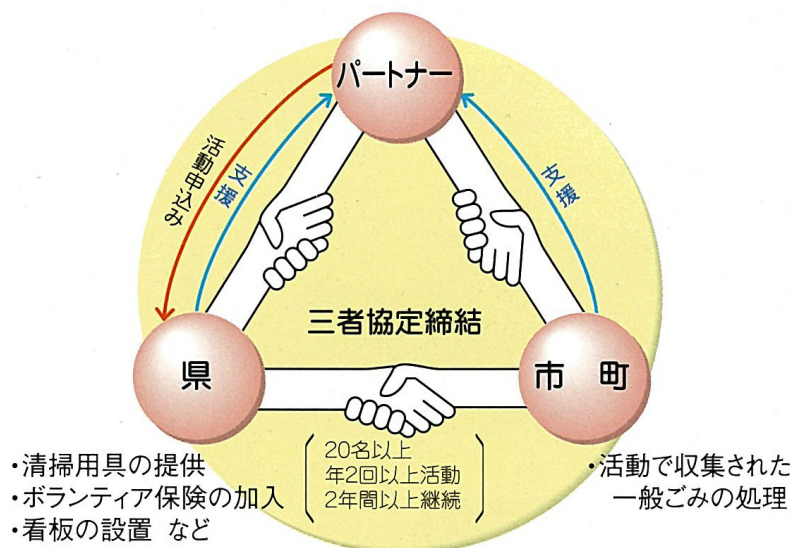


図 2.1-3 「さぬき瀬戸」パートナーシップの体制イメージ

表 2.1-4 「さぬき瀬戸」パートナーシップ事業実施要領

<p>(目 的)</p> <p>第1 「さぬき瀬戸」パートナーシップ事業は、地域住民などの団体（以下「パートナー」という。）が、自発的な意志のもと、香川県（以下「県」という。）が管理する海岸の一定区間を、清掃などの美化活動や愛護活動等（以下「活動」という。）を実施し、また、県と市町はこれらの活動を支援し、県民と行政が協働して、海岸の環境美化、保全等を図ることを目的とする。</p> <p>(資 格)</p> <p>第2 パートナーは、概ね20名以上の団体とする。</p> <p>(手 続 き)</p> <p>第3 パートナーは、「さぬき瀬戸」パートナーシップ活動申込書（以下「申込書」という。）（様式第1号）を香川県知事（以下「知事」という。）に提出する。</p> <p>2 申込書を受理した知事は、活動が適当と認められた時は、パートナー並びに活動区間の存する市町長（以下「市町長」という。）と「さぬき瀬戸」パートナーシップ協定書（以下「協定書」という。）を締結する。</p> <p>(役 割)</p> <p>第4 パートナーは、年間2回以上の活動を行い、かつ2年間以上継続する。</p> <p>2 パートナーは、活動により回収したゴミ（粗大ごみ、産業廃棄物を除く。）の分別は、活動する場所の市町の方法に応じたものとする。</p> <p>3 パートナーは、安全に十分配慮して活動を行う。</p> <p>(報告事項等)</p> <p>第5 パートナーは、協定書を取り交わした後、すみやかに年間活動計画書（様式第2号）を知事に提出し、以降、毎年3月15日までに翌年度の年間活動計画書を提出する。</p> <p>2 パートナーは、毎年4月15日までに前年度の実施状況報告書（様式第3号）を知事に提出する。</p> <p>3 パートナーは、活動に伴い事故などが発生した場合は、速やかに事故発生報告書（様式第4号）を知事に提出する。</p> <p>4 パートナーは、活動を取りやめたときなどは、すみやかに届出書（様式第5号）を知事に提出する。</p> <p>(支 援)</p> <p>第6 県は、パートナーの活動に対し、次の各号に掲げる事項について支援を行う。</p> <p>一 清掃用具の提供</p> <p>二 ボランティア保険への加入費用の負担</p> <p>三 リフレッシュ・サインの設置</p> <p>四 その他活動に必要と認められる事項</p> <p>2 市町は、パートナーの活動に対し、次の各号に掲げる事項について支援を行う。</p> <p>一 活動により回収された一般ゴミの処理</p> <p>二 その他活動に必要と認められる事項</p> <p>(解 除)</p> <p>第7 知事は、パートナーが協定書に規定する事項を実施していないと認められるとき、又はパートナーとしてふさわしくないと認められるときは、市町長の意見を聴いたうえで、協定を解除することができる。</p> <p>(経 由)</p> <p>第8 この要領の規定による提出書類は、活動区間が存する土木事務所長又は小豆総合事務所長を経由する。</p> <p>(海岸法上の取扱い)</p> <p>第9 この要領に基づいてパートナーが行う活動は、海岸管理者の行為とみなし、海岸法上の手続きは不要とする。ただし、土地の形状変更を伴うもの又は植栽等についてはあらかじめ県と協議する。</p> <p>(補 則)</p> <p>第10 この要領に定めるもののほか、必要な事項は知事が定める。</p> <p>附 則 この要領は平成14年度4月1日から施行する。</p>
--

(http://www.pref.kagawa.jp/kasensabo/kasen/07_renkei/index.html より)

表 2.1-5 「さぬき瀬戸クリーンリレー2008」の概要

1. 目的

それぞれの地域で、それぞれの団体が行っていたクリーン活動をつなぐことにより、美しいふるさとの海辺を守っていききたいという思いをつなげ、この輪を広げていくことが「さぬき瀬戸クリーンリレー」の願いです。

この事業は、平成14年1月に、国や県、沿岸市町が一体となって海岸や海上のゴミ問題に取り組む「香川県海上散乱ごみ処理対策等推進会議」が設立されたことを受け、平成14年度から実施しています。

なお、さぬき瀬戸クリーンリレーは、「環境美化の日」の行事として実施します。

2. 実施期間

平成20年9月7日（日）～10月31日（金）

3. 実施場所

クリーンリレー：県内で海岸を有する12市町の海辺

スタートセレモニー：津田の松原（さぬき市）

4. 参加予定人数

83グループ 延べ約7,600人

5. 主催者

香川県、さぬき市*、香川県海上散乱ごみ処理対策等推進会議、エコライフかがわ推進会議

注) *はスタートセレモニーのみ

6. 内容

(1) クリーンリレーのスタート日である9月7日（日）に、津田の松原でセレモニーを開催。

知事から当日のクリーン活動の代表者にたすきを渡した後、参加者によりクリーン活動。

(2) リレーの実施期間中、沿岸各地でボランティア団体などによるクリーン活動を展開し、活動と活動をつないでいく。参加グループは、活動中、リレーへの参加のしるしとして、また、環境保全を呼びかけるため「表：さぬき瀬戸クリーンリレー／裏：みんなで守ろう、美しいふるさとの海辺」と書かれた「たすき」を着用する。

(3) 全活動終了後、クリーンリレーの実施状況を報告する。

7. その他

・参加者には、軍手とゴミ袋の提供、ボランティア保険の加入を県で行っています。（各団体等で行っている場合は除きます。）

・回収したゴミは、市町において処理することとしています。

(<http://www.pref.kagawa.jp/USERS/s14910/kankyo/data/0808/080822b.htm> より抜粋)

2.2 海岸清掃の体制のあり方の方向性

上記の先進事例において、海岸清掃活動における行政と住民との協働の仕組みとして共通すると考えられた点は以下のとおりである。漂着ゴミ問題に悩まされている都道府県及び市町村における相互協力が可能な体制作りには、このような視点を考慮する必要がある。

<先進事例に見る地域関係者の協働のポイント>

- ・ 漂着ゴミの回収には、地域住民・ボランティアの参加・協力が不可欠である。
- ・ 行政は、これら地域住民等による海岸清掃活動を支援し、用具の提供や回収ゴミの処理を行うなどの支援・役割分担を行うことが円滑な海岸清掃に繋がっている。
- ・ 行政は、地域住民やボランティア団体等と互いに協力し、情報を共有しあって、良好な関係を築くことが重要である。
- ・ そのための連絡調整のネットワークや、これを統合化する組織が必要である。

また、上記漂着ゴミの海岸清掃体制（回収・処理の取組）を含む各地での取組については、次の3種類に大別することができると考えられる。

① 海岸管理者による機能・環境保全業務の一環としての清掃事業

海岸管理者主導の清掃活動の実施やそれに基づく海岸清掃体制。

② 市民ボランティア等による定期的な海岸清掃やイベント

各主体が個別に活動しているために連携が不十分である場合や、情報交換の場がないこと、またボランティア団体においては清掃資材や回収したゴミの処理に関する費用等に課題が残されており、何らかの支援が必要な海岸清掃体制。

③ 両者の統合型アプローチ

①の海岸管理者（主に都道府県）及び市町村、②を実施している住民等が連携・協働して構築する海岸清掃体制

これら体制作りのほか、漂着ゴミの回収・処理については、多くの地域では、回収した漂着ゴミの運搬費（離島では台船を利用）、処分費（一般廃棄物及び処理困難物）やNPO・住民等の活動に必要な資材等の費用確保に苦慮している。上記の②のようなボランティア等による海岸清掃活動だけでは労働力・資金に限界があり、継続的に実施することが困難な状況となる場合が考えられる。この資金面の問題に対しては、各モデル地域等において、漂着ゴミの回収・処理に関わる助成がある地域も見られるが、当該市町の持ち出し分については財政難からその確保が困難であるほか、大量に漂着したゴミの回収・処理については、これら助成だけでは対応が難しいものと想定される。

このような場合には、アダプトプログラムを活用した助成金や事業者からの助成金等、各種の基金・助成金を有効に利用すること、あるいはその資料作成に関する行政の支援実